

令和6年度 広島市中学校新人体操競技大会 要項

- 1 主催 広島市教育委員会 広島市中学校体育連盟
 - 2 主管 広島市中学校体育連盟体操競技専門委員会
 - 3 会期 令和6年11月2日(土) 8:30~
 - 4 会場 広島県立総合体育館小アリーナ 〒730-0011 広島市中区基町4-1 TEL(082)228-1111
 - 5 競技種目 男子:ゆか・跳馬・鉄棒
女子:跳馬・平均台・ゆか
 - 6 参加資格 (1) 広島市中学校体育連盟に加盟する中学校の生徒で、学校長が参加を認めた者。
(2) 年齢は、平成22年4月2日以降に生まれた者に限る。
(3) 前項以外の生徒が参加を希望する場合は、その年度の4月30日までに広島市中学校体育連盟に申し出ること。
(4) 参加資格の特例
 - ◎学校教育法第134条の各種学校在籍生徒
学校教育法第134条の各種学校(1条校以外)に在籍し、広島市中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。
 - ◎地域クラブ活動に所属する中学生
 - ①地域クラブ活動に所属し、広島市中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。
 - ②参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。
- 1) 広島市中学校新人大会の参加を認める条件
 - ア 広島市中学校体育連盟の永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している(中学校に在籍している生徒であること)。
 - ウ 広島市下の中学校及び学校教育法第134条(1条校以外)に在籍している生徒であること。
 - エ 地域クラブ活動にあっては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。
 - オ 『運動部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン』(令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出)の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
 - カ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは都道府県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で広島県中学校体育連盟に認定されていること。
 - キ 各郡市または各地区における予選となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
 - ク 地域クラブ活動で広島市中学校新人大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様とする。
 - ケ 冬季種目(駅伝、スキー、スケート)への出場を希望する者は、夏季種目とは別に登録することができる。
 - コ 地域クラブ活動における5月2日以降の登録選手の追加は原則認めない。ただし、一家転居を事由とする場合のみ1)クに係わらず選手の追加登録を認める。
 - 2) 広島市中学校新人大会に参加した場合に守るべき条件
 - ア 出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 広島市中学校新人大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
 - ウ 広島市中学校新人大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をする

こと。

エ 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加はできない。）

3) 参加を認めない場合

ア 広島市中学校新人大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

イ 在籍生徒が県をまたぐことを原則認めない。

※ ただし、以下のすべてを満たす場合に限り特別に認める。

- ・生徒が在籍する学校に該当する部活動がない場合。
- ・中国ブロック内の隣接する県である場合。
- ・県内に『該当する地域クラブ活動がない』または、『地理的条件などにより、日常的に練習参加することが実質不可能である』場合。

4) 専門委員会参加規程細則

「令和6年度全国中学校体育大会地域スポーツ団体等の参加の特例競技部細則（体操競技）」（令和6年3月6日公益財団法人日本中学校体育連盟発出）の条件を満たしていること。

(5) ア 引率・監督は当該校（チーム）の校長・教員・部活動指導員※・地域クラブ活動の代表（指導者）とする。（※部活動指導員とは学校教育法施行規則第78条の2に示されている者とする。）

イ 学校運動部活動からの参加は、外部コーチまたは、テクニカルアドバイザー（中学校の教職員で当該校以外の他の中学校の補助・指導を行う指導者）を1校1チーム1名おくことができる。（個人での出場の場合、選手1名につき1名外部コーチをつけることができる。）外部コーチおよびテクニカルアドバイザーは、出場校の校長が認めた者とし、所定の「外部指導者（コーチ）確認書（校長承認書）」「テクニカルアドバイザー確認書（校長承認書）」に必要事項を記入し、大会事務局に参加申込時に提出すること。ただし、当該校以外の中学校教職員は外部指導者（コーチ）にはなれない。

ウ 学校運動部活動からの参加で、校長・教員・部活動指導員が引率できないと校長が判断した場合、校長が適切であると承認した外部コーチに引率及び監督の資格を認める。その際、「外部コーチ・アドバイザー確認書（校長承認願）」に必要事項を記載すること。

(6) 大会に出場するチーム・選手の引率者・監督・部活動指導員・外部コーチ・トレーナー等は部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分（戒告・減給・停職・免職）を受けていないものであること、地域クラブ活動の指導者においては、日本スポーツ協会公認指導者の処分等に該当していない者であること。校長（代表者）はこの点を確認して大会申込書を作成する。なお、部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。

(7) 大会引率者の特例

①広島市中学校体育連盟の引率者特例措置および細則にもとづき当該校の校長より申請され、広島市中学校体育連盟会長が参加を認めた保護者、または地域のスポーツ指導者。地域のスポーツ指導者には監督の資格を認める。

②参加を希望する学校は広島市中学校体育連盟の引率者特例措置規定および細則を遵守すること。

③事前の監督会議への出席や参加申し込みは各学校が責任を持って行うこと。

(8) 広島市中学校体育連盟拠点校部活動参加規程に基づき、拠点校で活動している生徒は参加することができる。

7 採点規則・競技規則

- (1) 男子：(公財)日本体操協会制定2022年度版男子採点規則
2022年中学校男子適用規則(U-15)を適用
女子：(公財)日本体操協会制定2022年度版女子採点規則

2022年版変更規則Iを適用、女子体操競技情報最新版を適用
(2)(公財)日本体操協会制定競技規則最新版(日本中体連体操競技遵守事項を適用)

- 8 競技方法** (1) 団体は同一校で編成した4名(3名も可)の3種目のベスト3の合計により順位を決定する。
(2) 個人総合は3種目の合計点により順位を決定する。
種目別は自由演技の得点により順位を決定する。
(3) 参加は男女とも各団体2チーム以内とする。
(4) 申し込みをした選手の入れ替えは、チーム・個人にこだわらない。
- 9 使用器具** 男女とも(公財)日本体操協会認定の器具を使用する。
- 10 大会負担金** 登録選手(補員も含む)1人につき100円とし、監督会議で徴収する。大会負担金納入書(大会参加申込書のコピーを裏面貼付)を持参すること。
- 11 表彰** 次の区分で表彰し、賞状を授与する。
(1) 団体総合 1位~3位
(2) 個人総合 1位~6位
(3) 種目別 1位~3位
(4) 団体総合1位には優勝旗を授与する。
- 12 申込規程** (1) 期限 令和6年10月18日(金)
(2) 申し込み先 〒731-0125 広島市安佐南区大町西二丁目35番1号
広島市立安佐南中学校 重久 悠介
Mail: shigehisa084@e.city.hiroshima.jp
TEL082-879-9358 FAX082-870-1617
①公印を押したPDFデータの送信
(参加申込書、大会引率者の特例申請書(必要校)、コーチ確認書(必要校))
②電子処理用に電子データの送信
③原本を監督会議に持参
(3) 各学校及び地域クラブ活動
男女別に所定の申し込み用紙で申し込む。
(4) 申込書に記載責任者名を記入すること。
- 13 監督会議** (1) 日時 令和6年10月22日(火) 15:30~
(2) 場所 広島市立安佐南中学校
〒731-0125
広島市安佐南区大町西2丁目35-1
TEL(082)879-9358
FAX(082)870-1617
(3) 内容
① 大会要項確認
② 班編成・試技順の決定
③ 各係役割分担
④ 大会参加負担金(一人100円)の徴収
⑤ 参加申込書、大会負担金納入書(参加申込書のコピーを裏面貼付)、
大会引率者の特例申請書(必要校のみ)、コーチ確認書(必要校のみ)の提出
(4) 引率者の特例で参加する学校も各学校(校長か教員)が責任を持って出席する。
- 14 その他** (1) 令和6年11月2日(土)8:30より参加校全員で会場設営を行いますのでよろしくお

願いたします。

- (2) 個人情報のうち、大会運営上必要である選手名、学年、所属等競技の特性上必要なものについて公開します。また、報道機関に記録の提供を求められた際には記録の提供をします。参加校にあっては、その旨を承諾の上参加申し込みを行うこと。
- (3) 感染症の防止対策については監督会議にて周知する。